

平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会会議録
目 次

第 1 号 (11月17日)

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	5
議案第1号	7
議案第2号	14
閉会の宣告	16

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第380号

平成26年11月7日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会

議 長 石 井 昭 一

平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の招集について（送付）

このことについて、管理者から議会招集の告示をした旨通知がありましたので、その告示の写しを送付いたします。

なお、当日は、午後3時までに参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第7号

平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成26年11月17日

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

アクアセンターあじさい2階会議室

平成26年11月7日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

管 理 者 清 水 聖 士

平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会

平成26年11月17日(月)

午後3時開会

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 指定管理者の指定について
 - 日程第4 議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 指定管理者の指定について
 - 日程第4 議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)
-

出席議員(12名)

1番	小 易 和 彦 議員	2番	植 村 博 議員
3番	平 野 光 一 議員	4番	野 上 實 議員
5番	天 下 井 恵 議員	6番	小 泉 文 子 議員
7番	吉 野 良 一 議員	8番	石 田 信 昭 議員
9番	中 村 昌 治 議員	10番	土 屋 裕 彦 議員
11番	福 井 み ち 子 議員	12番	石 井 昭 一 議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管 理 者	清 水 聖 士 君
副 管 理 者	秋 山 浩 保 君
副 管 理 者	伊 澤 史 夫 君
監 査 委 員	松 丸 幹 雄 君
会 計 管 理 者	山 崎 久 雄 君

事務局 長	阿久津	誠君
事務局 次長	大塚	旭君
総務課 長	鈴木 政	巳君
あじさい 所長	大塚	旭君
しらさぎ 所長	笠井 雅	之君
周辺整備室 長	川名 雅	之君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課主査	秦	明生
白井市環境課長	伊藤	勉
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	小金谷	幸次

事務局職員出席者

周辺整備室主幹	渡邊	直巳
総務課長補佐	伊藤	周一
しらさぎ所長補佐	山崎	道将
あじさい管理係長	島田	朋也
総務課総務財政係長	栗原	稔
総務課総務財政係主査	篠宮	武

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（石井昭一議員） 本日は公私ともにご多忙の中、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 指定管理者の指定について、議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）、以上2件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（石井昭一議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として、出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石井昭一議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に5番、天下井恵議員及び6番、小泉文子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（石井昭一議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井昭一議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（石井昭一議員） ここで管理者から招集の挨拶をお願いします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案2件であります。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、アクアセンターあじさい及びクリーンセンターしらさぎの操業状況につきまして、ご報告申し上げます。

アクアセンターあじさいにおける今年度上半期のし尿及び浄化槽汚泥搬入量の状況につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の合計で1万6,041.36トンになります。前年同期と比べまして、し尿は76.34トン減で、率にして2.37%の減、浄化槽汚泥は507.32トン増で、率にして4.09%の増となり、全体として430.98トン増で、率にして2.76%の増であります。また、施設からの放流水やばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であります。

次に、クリーンセンターしらさぎにおける今年度上半期のごみ搬入量の状況につきましては、柏市と鎌ヶ谷市の合計で2万4,408.99トンになります。前年同期と比べまして310.61トン増で、率にして1.29%の増であります。また、同施設のばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であり、安定した操業をさせていただいております。さらに、両施設の焼却灰等の放射エネルギーにつきましては、国の基準値1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っており、最終処分場におきまして適切に処分をしております。組合施設敷地境界付近での空間放射線量の測定結果につきましても、地上より1メートルの高さで、毎時0.23マイクロシーベルト未満であり、全体に低下傾向ではありますが、今後も監視に努めてまいります。

なお、クリーンセンターしらさぎにおけるダイオキシン類対策工事につきましては、今月から本格的な工事に着工いたしましたところでございます。

次に、さわやかプラザ軽井沢の今年度上半期の入館状況につきましては、総入館者数は17万8,028人となり、前年度同期と比べまして4,833人の増で、率にして2.79%の増であります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

本案は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

本案は、第1表、債務負担行為につきまして、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料について期間及

び限度額を設定するものでございます。

以上が、このたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○議長（石井昭一議員） 日程第3、議案第1号 指定管理者の指定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第1号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者を指定しようとするものでございます。

1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、2の指定管理者となる団体の名称、3の指定の期間の3項目につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会で議決いただく事項と定められており、指定管理者として、さわやかプラザ軽井沢の管理を、代表団体シンコースポーツ株式会社、構成団体アズビル株式会社の2社によるシンコースポーツ・アズビル共同事業体に平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間、行わせようとするものでございます。

なお、次のページに本案の参考資料といたしまして、指定管理者候補者選定の経過及び候補者の概要を添付させていただいております。

以上で、議案第1号 指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井昭一議員） これから質疑を行います。

事前に通告がありました平野議員について、質疑を認めます。

平野議員。

○3番（平野光一議員） それでは、議案第1号について質疑を行います。

5点について1回目の質疑を行います。

1点目は、平成21年11月定例会の議案質疑における事務局長答弁では、平成20年2月に指定管理者撤退問題が起きた反省点の第1に、応募者が現行の委託業者1社のみであったことを挙げています。今回の選定においても同様のことが起きているわけですが、これは最も避けるべきことではなかったかということについてお答えください。

2点目、同じ平成21年11月議会の答弁では、反省点の2点目として、財務状況に関する審査が不十分だったことを挙げています。今回の選定におけるシンコースポーツ株式会社の経営・財務についての安全性分析、収益性分析では厳しい評価もされています。ヒアリングではこの点、どのようなやりとりがされたのか、お答えいただきたいと思います。

3点目、さわやかプラザ軽井沢の現在の指定管理者のスタッフは何人か、うち正社員は何人か、非正社員スタッフの職種別の時給賃金は幾らか、お答えいただきたいと思います。

4点目、指定管理料の組合予定額は5億1,594万7,000円だったわけですが、その根拠についてお答えください。

5点目、指定管理者候補の提案額5億1,020万円をどのように評価しているか、以上5点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（石井昭一議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

お尋ねは5点ございました。

初めに、1点目の今回の選定における応募状況は、平成20年2月の指定管理者の辞退が起きたときと同様であり、最も避けるべきことではなかったかとお尋ねにお答えいたします。

平成20年2月の指定管理者の辞退という結果を受けて、平成20年4月に設置されましたさわやかプラザ軽井沢指定管理者辞退に関する検証委員会の報告の中で、辞退という結果を招いた問題点の一つとして、応募者が現行の委託業者1社のみであったということが挙げられました。そのため、平成21年に現在の指定管理者を選定する際には、県内事業者に限定していた要件を撤廃し、応募枠を拡大するとともに、インターネット等を活用した広報を実施いたしました。

今回の選定に際しましても、平成21年の選定と同様の要件で募集要項等を作成し、また広報活動には、各構成市の広報紙への掲載及びインターネットを活用して幅広く募集を行ったところ、15団体に募集要項等を配付し、14団体が現場説明会に参加しておりましたが、結果として応募者は2団体となり、うち1団体が資格審査において失格となったため、現在の指定管理者である1団体について、第1次審査、第2次審査を行うこととなったものであります。

続きまして、2点目のシンコースポーツ株式会社の経営・財務についてのヒアリング時におけるやりとりでございますが、シンコースポーツ株式会社についての財務分析では、安全性分析の評価として、投資その他の資産、借入金の増加による影響で安全性の指標が若干悪化したものもあるが、事業規模拡大のための一時的な悪化とも考えられる。リスクも伴うので、今後も会社の業績、財務内容には注視していく必要があるというものでございました。

また、収益性分析では、売上高は3年間順調に伸び、当期は一般的に売り上げと連動して増減する人件費関連がふえているが、人件費以外の販売費及び一般管理費等は低く抑えられ、コスト削減努力があったと思われる。今後、借入金の増加に伴う金利負担がふえる可能性が高く、また子会社への貸付金の増加などがリスクとなる可能性があるということでもございました。

このように安全性分析、収益性分析において、借入金や貸付金の増加に伴う安全性指標の一時的な

悪化やリスクが挙げられておりますが、ヒアリングにおいて、貸付金の増加は事業拡大としてシンコースポーツ株式会社の子会社1社に対し長期貸付金を貸し付けていることが要因であることと、その返済計画として、7年の返済計画が企業内で了承されているということを確認しております。

続きまして、3点目のさわやかプラザ軽井沢のスタッフの人数及び非正社員スタッフの時給についてであります。現在の指定管理者のスタッフは47名、うち正社員は4名となっております。

非正社員の職種別の時給賃金でございますが、職種としては、受付事務とプール及びトレーニングルーム事務となっておりますが、基本時給は、千葉県の最低賃金を上回る800円以上であることを確認いたしております。

続きまして、4点目の組合で積算した指定管理料の予定額の根拠でございますが、現指定管理者の平成22年度から平成25年度までの実績から平均を算出し、その額から5年間の指定管理料の総額として上限額を積算しております。収入につきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例に定める使用料を上限として積算しております。支出につきましては、平成27年9月までは消費税率8%で、10月分以降は消費税率10%で積算しております。

続きまして、5点目の指定管理者候補者の提案額についての評価でございますが、選定委員会における評価では、収支バランスの項目が指定管理料に対する評価となっております。

まず収支計画の根拠は明確で、事業計画書との整合性があり、実現可能なものとなっているかということでの得点率は65%であり、適切であるという採点がされております。また、経費の削減や運営の工夫、コストカットによるサービス低下の懸念はないかということでの得点率は67.5%であり、こちらも適切であるという採点がされております。このことは、現指定管理者として4年間の実績があり、施設の能力を最大限に発揮した運営を行い、設置目的を効果的に達成する取り組み方針が評価されたものと考えております。以上でございます。

○議長（石井昭一議員） 平野議員、再質疑を許します。

○3番（平野光一議員） 再質疑を行います。

今、答弁で最後のところでお答えがありましたけれども、指定管理者の候補者の得点としては、収支計画の問題では、得点率は65%である。さらに、経費の削減や運営の工夫、コストカットによるサービス低下の懸念はないかということでの得点率は67.5%であったと。詳細な評価表をもらっていませんけれども、やはりこの六十数%というのはぎりぎりの線であろうというふうに思うわけですが、そのことを前提にして、以下6点についてお聞きいたします。

まず、1社での選考についてです。

1社のみで審査を行う前に、再募集を行うというふうな検討はしなかったのかどうか、まず1点目。

2点目は、その1社で選考すると、再募集を行わないという考え方の中には、1社のみでの選考に問題があるとは考えていないという考え方があったのかどうか。

3点目、現場説明会に14社が参加したのに、12社は応募さえしなかった理由として、先日の全員協議会では、新規参入が難しいと考えたのではないかとの説明がされましたけれども、何が新規参入を困難にしていると考えるか、お答えいただきたいと思います。

4点目、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者の撤退問題が起きて約7年になります。そして現指定管理者の指定期間が5年間、この間に当組合の職員は事務局長や、あるいは周辺整備室長も含めて二、三年で交代していくと、こういうことなわけですけれども、この平成20年の指定管理者の撤退という問題、この教訓はしっかりと引き継がれてきたと言えるかどうか、お答えいただきたいと思います。

それと、審査における安全性分析についてですけれども、平成21年11月議会の答弁ではこういう答弁がされています。「提案書はどの企業も一定のレベルで作成することができ、提案内容の差は見出しにくいことから、現在展開している運営実績の状況をきちんと捉えて審査に反映させること」、こういうことが必要だという回答がされているわけですが、この点についてヒアリングではどのようなやりとりがされたのでしょうか。

最後に、指定管理料と候補者の提案額についてですが、募集要項、それから指定管理料の予定額等で、消費税率を平成27年10月1日から10%になることを想定して積算するということになっているわけですが、そのことは適切だったかということについてお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（石井昭一議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の再募集をすることを検討しなかったのかということにつきましては、選定団体が1団体だけだということから無条件で選定をしたわけではございません。公募時の資格要件、申請者資格を満たした団体であり、その後の選定委員会の審査経過を経て指定管理者候補者に選定されておりますので、再募集をする検討は行ってございません。

2点目の選定に問題があるとは考えていないということにつきましては、1点目で申し上げましたとおり、選定委員会の審査過程を経て指定管理者候補者に選定されてございますので、問題はないと考えております。

3点目の新規参入が困難な理由につきましては、県内事業者限定されていた要件を前回の募集から撤廃いたしまして、応募枠の拡大や幅広い広報活動を実施して募集を行っております。広く公募して競争性を有することで、事業者から企業戦略としてより適切な事業計画が提案されれば候補者となる可能性はございますので、私どもも幅広い事業者からの応募を期待していたところでございますが、結果として2団体からの応募だけということでした。

4点目の教訓は引き継がれてきたのかということにつきましては、撤退問題後は検証委員会による報告を受けまして、公募枠の拡大や選定基準の見直し、財務分析業務の委託及びリスク管理の追加な

どが行われました。今回の募集に当たりまして、前回の選定委員会でのご意見を踏まえまして、募集要項や選定基準を選定委員会に諮って決定することに変更いたしまして、審査評価表の見直しなどを行ってきたものでございますので、教訓は引き継がれ、これからも生かされていくものと考えております。

5点目の実績を審査に反映させることに関するヒアリングの内容につきましては、選定委員会の第2次審査では、各事業者の運営状況の確認といたしまして、シンコースポーツ株式会社及び株式会社アズビルについて、単体または他の事業者との共同事業体の場合も含めまして、ここ5年間のうちに事業の撤退を行った施設はあるのかということを確認いたしました。シンコースポーツ株式会社におきましては、現在指定管理者の実績として、累計109案件、154施設の指定管理者を行っており、撤退した事例は一件もないということでした。また、アズビル株式会社におきまして、累計で30案件、44施設の指定管理者を行っており、こちらも撤退事例は一件もないということでした。

次に、6点目の消費税率を10%で積算することは適切であるかということにつきましては、消費税率10%は、平成27年10月1日施行となっていることによるものでございます。なお、消費税率引き上げに当たっての措置として、消費税率引き上げの施行前に経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引き上げの停止を含め、所要の措置を講ずることとされておりますが、現状ではその判断が示されておりませんことから、平成27年10月1日施行を前提として積算をしてございます。以上でございます。

○議長（石井昭一議員） 平野議員、再質疑を許します。

○3番（平野光一議員） まず1点目は、今の回答の中では、何が新規参入を困難にしているのかという質問について明確な回答がされていないので、再度お願いいたします。

それから2点目、消費税率10%への引き上げの問題なんですけれども、今の回答の文言でいいますと、現状ではその判断が示されておりませんから、平成27年10月1日施行を前提として積算していますというのは、これはむしろ逆にとらなきゃいけないんです。判断されていないから現行の8%で積算するというのが正しいんだろうと思うんですけれども、それは例えば、これ、きょう持ってきたのは、鎌ヶ谷市の中期財政見通しという文書があります。平成27年度から平成31年度までの見通しなんですけれども、平成26年9月に作成されたものですが、その中で、例えば前提条件として消費税率についてどういうふうに書いているかという、平成26年4月1日からの消費税率8%への引き上げについては見込んでいる、これは当然ですよ。ただし、平成27年10月からの消費税率10%への引き上げについては未確定のため考慮していない。これが私は当然の前提だと思うんです。ですから、今の問題について、この10%を想定して指定管理料や、あるいは事業者の収支計画ですね。こういうものを積算させたということは不適切だと言わざるを得ないんですが、どのようにお考えでしょうか。

3つ目として、指定管理者辞退に関する検証報告書の最終報告書、これも資料として提出していただきました。この中では、指定管理者辞退においての問題点として、先ほどの繰り返しになりますけれども、指定管理者を選定するに当たり、応募数が1社であったため、他の事業者との比較検討を行う材料がなく、最終的には過去の実績を中心に選定してしまったということを挙げつつも、応募者が1社であっても公募により競争の原理が働いており、選定において適切に審査を行えば問題はないというふうに結論づけているわけですが、しかし、今回も1社での選定で、ここの報告書が言っている他の事業者との比較検討を行う材料、これはなかったというふうに私は思いますし、競争の原理も公募の段階で働いたと言うんですが、競争の原理も私は働いていないというふうに考えるわけなんですけれども、もしそれが比較検討する他の事業者との比較検討を行う材料があったと、あるいは競争の原理も働いているとするならば、具体的にそのことについてお示しいただきたいと思います。

○議長（石井昭一議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） お答えいたします。

まず、1点目の新規参入について明確な回答がされていないということにつきましては、まず総務省による指定管理者制度の導入状況に関する調査結果では、平成24年4月1日現在で指定管理制度が導入されている全国7万3,476施設のうち、従前の管理受託者、指定管理者が引き続き指定管理者となった施設が約8割あるという結果が出てございます。

新規参入につきましては、本組合の募集要項で定めた資格要件の実績を3年以上継続的期間にわたり有していること、この要件を緩和すれば応募数がふえることも考えられますが、指定管理者となる事業者につきましては、その施設のノウハウを有していることが必要と考えております。したがって、未経験な事業者を指定管理者として募集することのリスクを回避するためにも必要な要件と考えてございます。

なお、資格要件や募集方法などにつきましては、他の自治体の取り組みを参考にさせていただき、今後も検討してまいりたいと考えております。

2点目の消費税率10%への引き上げは未確定であるということから、8%で積算すべきではないかということにつきましては、未確定な状況ではございますが、改正法の施行期日である平成27年10月1日を前提として積算をいたしたものでございます。なお、募集要項におきましては、消費税法等の改正によって消費税率及び実施時期等に変動が生じた場合は、消費税額等に相当する額を加減して支払うこととしてございますので、本議案が可決されましたら指定管理者と協議を行い、基本協定及び年度協定で指定管理料の取り扱いを定めてまいりたいと考えてございます。

3点目の応募者が1社の選定で競争の原理が働いていないのではないかとということにつきましては、今回は2団体からの応募がございましたが、うち1団体は資格審査で失格となったものでございます。

選定委員会では、1団体の選定ということで他の事業者との比較検討を行うことはできませんでしたが、審査の結果は、最低評価基準を超えているということから選定をさせていただきます。

また、広く公募していることによりまして、応募してくる団体は競争相手がいるということを前提にして申請をしておりますので、競争の原理は働いていたものと考えてございます。以上です。

○議長（石井昭一議員） 以上で平野議員の質疑を終わります。

これから討論を行います。

事前に通告のありました平野議員について討論を認めます。

原案に反対者の発言を許します。

平野議員。

○3番（平野光一議員） それでは、引き続き討論を行います。

柏市の日本共産党の平野光一です。

議案第1号 指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

さわやかプラザ軽井沢の指定管理をめぐっては、平成19年度から指定管理者制度が初めて適用されて運営を任された事業者が1年足らずのうちに経営破綻が明らかとなり、指定管理者辞退、指定取り消し、直営方法での運営の実施、22年度からの指定管理者制度の復活という経過をたどってきました。22年度に現在の指定管理者が選定されるまでの間には、当組合議会の会議録を見ますと、平成20年2月定例会、21年11月定例会で厳しい質疑がされていますし、平成20年4月に指定管理者辞退に関する検証委員会が設置され、6回の審議を経て最終報告書がまとめられています。

この最終報告書では、指定管理者辞退における問題点を3つに整理して、その第1に指定管理者を選定するに当たっての問題、議案質疑でも指摘しましたけれど、応募数が1社であったため、他の事業者との比較検討を行う材料がなく、最終的には、過去の実績を中心に選定してしまったことなどを指摘し、このことについては、より優良事業者の公募を促し、競争の原理を誘発するために申請者要件等を見直すなど18項目の改善点が提案されています。

今の質疑の答弁の中でも、他の事業者との比較検討を行う材料がなかったと、今回もそうだったということが認められました。こうした議論と検討、見直しを踏まえて、平成21年4月以降に新たな指定管理者の募集と選定が行われるわけですがけれども、現在の指定管理者が最終的に決まったこのときの選定では、33社が現場説明会に参加し、9団体が応募、資格審査で2団体が失格して7団体で1次審査を行って4団体に絞られ、この4団体によるプレゼンテーションと質疑応答という2次審査の結果、現在の事業者が決まったわけです。

事業者の選定に当たっての改善点は、財務状況の客観的な評価や経営状況が悪化した場合のリスク管理についての審査などもあるわけですがけれども、そうした視点からの審査が意味を持つのも、最終審査が複数の団体、事業者について行われてこそだと思えます。苦い教訓を経ての今回2回目の指定

管理者の選定となったわけですけれども、14団体が現場説明会に参加しましたが、応募は2団体で、そのうちの1団体は資格審査段階で失格となって、1次審査も2次審査も現在の事業者だけで、その結果、最低評価基準を超えているとして候補者として選定して、本議案として上程され、議会の議決を求めているわけです。

5年前の候補者選定において、仮に今回のような1団体での選定が行われたとしたら、果たして議会が承認したでしょうか。そうしたことにならないように、前回では募集においても、審査においても、真剣な努力がされたのではなかったでしょうか。

議案質疑を通じて、検証委員会最終報告書が、応募者が1社の場合であっても公募段階により競争の原理が働いており、選定において適正に審査を行えば問題はないと言っていることを捉えて、問題はないと言い切っているようですけれども、それは最悪の場合を想定していたものであって、検証委員会の見直しの時点で、より優良事業者の公募を促し競争の原理を誘発させる、より透明性・公平性、競争の原理を働かすためとして募集要項から地域要件を外したことに照らしても、今回の1団体での選定に問題なしとは言えないと思います。

はっきり申し上げまして、苦い教訓が真剣に生かされたのは前回だけで、5年間が経過して振り出しに戻ってしまったと言わざるを得ません。当議会としては、議案を否決し、再募集・再選定を求めべきだということを主張して反対討論といたします。

○議長（石井昭一議員） 以上で討論を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（石井昭一議員） 起立多数でございます。

よって、議案第1号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（石井昭一議員） 日程第4、議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料について、地方自治法第214条の規定により債務負担

行為を設定しようとするものでございます。

1 ページをお開きください。

第1表、債務負担行為をごらんください。

さわやかプラザ軽井沢について、平成27年度から平成31年度までの5年間の指定管理料の限度額として、5億1,020万円の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

2 ページをお開きください。

さわやかプラザ軽井沢の指定管理料の財源につきましては、全て一般財源とするものでございます。

以上で、議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井昭一議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結します。

これから討論を行います。

事前に通告のありました平野議員について討論を認めます。

原案に反対者の発言を許します。

平野議員。

○3番（平野光一議員） 柏市の日本共産党の平野光一です。

ただいま議題となりました議案第2号、平成26年度一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、さわやかプラザ軽井沢の平成27年度から31年度までの指定管理料の限度額5億1,020万円の債務負担行為の設定です。

議案第1号の議案質疑でも述べましたけれども、組合が示した指定管理料の予定額の根拠については聞きましたけれども、答弁では、消費税率について、来年9月までは8%、10月以降は10%で積算しているとのことでした。このことについては、指定管理者の募集要項、資料としていただいていますけれども、この募集要項には、指定管理料の総額につきましては、平成27年度10月に予定されている消費税率の改正（8%から10%）に伴う影響額を、利用料金以外の歳入歳出の全ての項目（人件費含む）について想定していますというふうに書かれています。

組合のホームページに、さわやかプラザ軽井沢指定管理者募集に係る質問に対する回答という文書が掲載されていますけれども、それを見ますと、事業者も私は迷ったのだと思いますけれども、こういう質問がされています。「収支計画書の記載金額は、平成27年度に予定されている消費税率の改正（8%から10%）を想定した税率で記載すればよろしいでしょうか」と、念押しするような質問がされています。組合の回答は、先ほどの募集要項と同じで、「利用料金以外の歳入歳出の全ての項目で想定して記載してください」というものでした。

確かに募集要項では、消費税率及び実施時期等に変動が生じた場合は、消費税額等に相当する額を

加減して支払うと書かれています。しかし、自治体や一部事務組合が、あるいは民間企業でも同じでしょうけれども、法律上、未確定の税率をあらかじめ想定して予算を組む、あるいは協定書を結ぶ、契約を結ぶなどということが会計処理上、認められるのでしょうか。このことについては、私は会計管理者や監査委員にも慎重にこの問題を見ていただきたいと思うんです。現実には、消費税の10%への増税というのは、今、政治情勢、経済情勢、あるいは国民世論の動きによって、果たして再引き上げができるかどうか、できるとしてもいつなのか、その消費税の内容についても、軽減税率が導入されるのかどうか。こういったことが非常に不透明な状況が今生まれています。

日本共産党は、消費税増税は延期ではなくきっぱり中止すべきだという立場ですけれども、そのことを脇に置いて法律に基づかない予算の設定、協定書の締結を認めるわけにはいきません。議案の撤回を求めて討論といたします。

○議長（石井昭一議員） 以上で討論を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（石井昭一議員） 起立多数でございます。

よって、議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（石井昭一議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。

午後 3時45分 閉会